

第5次秋田市社会教育中期計画

(平成28年度～平成32年度)

平成 28 年 3 月

秋田市教育委員会

目 次

第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	1
3 国および秋田県の動向	2

第2章 現状と課題

1 社会教育の現状	4
2 本市の取組	4
3 第4次計画の評価と課題	5
4 世代別施策の現状と課題	8

第3章 目標、基本方針および施策

1 目標	12
2 基本方針	12
3 施策の体系	14
4 施策の展開	15

第4章 推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制	18
2 計画の進捗管理	18
3 計画の評価	18

資 料 編

1 秋田市の社会教育施設等	20
2 第5次秋田市社会教育中期計画策定の経過	23
3 秋田市社会教育委員	24
4 ワークショップ参加者	24
5 第5次秋田市社会教育中期計画策定部会	24

第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨

社会教育計画は、生涯学習の理念^{*1} の実現を目指し、社会教育^{*2} に関する施策を体系的かつ計画的に推進するために策定するものです。本市においては、平成7年6月に計画期間5年の「第1次秋田市社会教育中期計画」を策定し、以来、概ね5年ごとに見直しを行ってきました。第4次の計画が平成27年度末で終了することから、国や県の動向および第4次計画に基づく社会教育の取組の評価と課題を踏まえ、向こう5年間における本市社会教育の指針を定めるとともに、具体的な施策の方向性を示すため「第5次秋田市社会教育中期計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけと期間

この計画は、秋田市総合計画「県都『あきた』成長プラン」および秋田市教育ビジョンを上位計画とする個別計画です。社会教育法（昭和24年6月10日法律第207号）第3条に規定された地方公共団体の任務を果たし、同法第5条の市町村教育委員会の事務の内容の具現化を目指すものです。

本計画の期間は、平成28年度から32年度までの5年間とします。

なお、状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて、計画内容を見直すこととします。

* 1 生涯学習の理念

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。（教育基本法第3条）

* 2 社会教育

社会教育法では、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）と定義している。

3 国および秋田県の動向

(1) 国の動向

ア 教育基本法の改正

平成18年12月には、時代の変化に対応すべく、約60年ぶりに改正された教育基本法に「生涯学習の理念」（第3条）が規定されたことをはじめ、「教育の目標」（第2条）、「家庭教育」（第10条）、「社会教育」（第12条）、「学校、家庭及び地域住民等の連携協力」（第13条）等、学校教育のみならず、生涯学習・社会教育関係についても規定の充実が図られました。

イ 中央教育審議会答申

平成20年2月には、中央教育審議会から「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」（答申）が出されました。

この答申では、生涯学習の振興に対して高まる必要性と重要性および社会の変化や要請に対応するために必要な力について触れた後、今後国民が必要とする力について述べられています。その上で「知の循環型社会」の構築を目指し、「国民一人一人の生涯を通じた学習の支援」と「社会全体の教育力の向上」を二つの柱として具体的な方策が提言されました。

また、平成27年12月には、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策」（答申）が出されました。この答申の理念は、未来を創り出す子供たちの成長のために、国民一人一人が教育の当事者となり、社会総掛かりでの教育の実現を図るということであり、そのことを通じ、新たな地域社会を創り出し、生涯学習社会の実現を果たしていくものです。これを実現するため、学校と地域の連携・協働を一層推進していくための仕組みや方策が提言されました。

ウ 教育振興基本計画

平成20年7月には、教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて、教育振興基本計画が策定されました。この計画では、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿として、「義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる」および「社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる」の二つを目標とし、今後5年間に取り組むべき施策を掲げました。

また、平成25年6月には、第2期教育振興基本計画が策定され、第1期計画で掲げた「10年間を通じて目指すべき姿」の達成はいまだ途上であるとして、「自立」「協働」「創造」の三つの理念の実現に向けた生涯学習社会の構築を目指すとともに、各学習機会を通じた横断的視点として、「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティネットの構築」「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の四つの基本的方向性が示されました。

(2) 秋田県の動向

秋田県は、平成23年9月に「秋田県生涯学習ビジョン」を策定し、本県の生涯学習の目指す姿を「知と行動が結び付いたクリエイティブな循環型社会」と表現しています。そして、このクリエイティブな循環型社会の担い手として「行動人」を定義付け、すべての県民が「行動人」となり、一人ひとりが地域づくりの一員として役割を果たしていくことができるよう目指しています。

また、「第2期あきたの教育振興に関する基本計画」（平成27年3月）では、目指す教育の姿として「ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくり～みんなでつくろう『教育立県あきた』～」を掲げ、これを実現するための六つの基本方向の一つとして「生涯学習を行動に結びつける環境と芸術・文化に親しむ機会をつくります」を、また、この下に施策の柱の一つとして「多様な学習機会の提供と学んだことを行動に結びつける環境づくり」を据え、この下に「学習機会の充実とその成果の社会への還元」「地域の課題解決や活性化につながる取組の推進と市町村支援」「幼少期からの読書活動の推進」の三つの基本方針を位置づけています。

第2章 現状と課題

1 社会教育の現状

少子高齢化やグローバル化の進展、産業構造の変化、情報通信技術の急速な発展などにより、私たちを取り巻く社会環境は、めまぐるしく変化しています。これに伴い新たな課題が生ずるなど、求められる学習のニーズも多様化しています。

こうした状況の中で、生涯学習活動を活発化することは、個人の人生を豊かにするとともに、学習成果を地域社会に還元することにより、魅力と活力ある地域づくりにつながります。

市民一人ひとりの生涯を通じた学習を支援するとともに、現代的・社会的な課題に対応した社会教育を推進し、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現することが、ますます重要になっています。

2 本市の取組

本市においては、「秋田市総合計画「県都『あきた』成長プラン」で、「ともにつくりともに生きる 人・まち・くらし」を基本理念に掲げ、第5章「人と文化をはぐくむ 誇れるまち」の中で「教育の充実」を位置づけ、社会教育については、目指すべき将来として「すべての市民があらゆる機会、あらゆる場面を利用して、自ら学び、その成果による地域社会全体の活性化を目指す。」と掲げています。

これを受けて、「秋田市教育ビジョン」の社会教育部門では、「共に学び 共にはぐくむ 元気な秋田」を基本方針とし、「学習機会の充実」および「学習環境の整備」を重点施策に掲げています。

そして、「第4次秋田市社会教育中期計画」では、次の五つの基本方針を掲げ、社会教育を推進してきました。

- I 「学び」の支援体制を充実します
- II 「学び」の機会の選択を支援します
- III 「学び」の機会を充実します
- IV 「学び」の成果を生かす機会を充実します
- V 地域コミュニティづくりを推進します

また、平成27年6月には、秋田市総合教育会議^{*3}において、「秋田市教育に関する総合的な施策の大綱」を定め、この中で、社会教育部門では、「秋田市教育ビジョン」と同様に「共に学び 共にはぐくむ 元気な秋田」の実現を基本方針と定め、「市民の学習ニーズに対応する各種講座等の充実」および「図書館サービスの向上」を重点施策に定めたところです。

こうした取組を進める一方で、これまで西部、北部、河辺、雄和、南部および東部市民サービスセンターがオープンし、生涯学習を含む市民の地域活動の拠点となる複合施設が整備されたことに伴い、順次、公民館機能を移転してきました。

平成28年5月には、中央市民サービスセンターがオープンするほか、その後も南部市民サービスセンターの第2期整備事業により、現在の南部公民館が新たな施設として生まれ変わるなど、地域における生涯学習を推進するための拠点が整備され、市民の学習環境が充実することとなります。

3 第4次計画の評価と課題

第4次秋田市社会教育中期計画（平成23年度～平成27年度）について、基本方針ごとに評価と課題を掲載しました。

基本方針	I 「学び」の支援体制を充実します
評 価	市民の多様な学習ニーズに対応するため、大学や民間企業等との連携により、「学び」の支援体制の充実・強化に取り組んできました。その結果、各種事業等の実施後に行ったアンケート調査においては、高い満足度を得ています。
課 題	今後も、学びの支援体制の充実を図るとともに、社会教育施設職員等の資質の向上に努めるほか、より効果的な事業の推進を図る必要があります。

* 3 総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成27年4月1日施行）により、地方公共団体の長が設置することとなった会議。教育に関する総合的な施策の大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置等について協議・調整を行うものであり、首長と教育委員により構成される。

基本方針	II 「学び」の機会の選択を支援します
評 価	<p>市民の学習ニーズの多様化に対応するため、秋田市ホームページ、冊子「秋田市の生涯学習」*⁴、「広報あきた」および秋田県生涯学習支援システム等を通して、市民に対して生涯学習に関する情報提供に努めました。</p> <p>また、公民館や市民サービスセンター、コミュニティセンター等を会場に、生涯学習奨励員*⁵による学習相談を行い、市民のニーズに応じた学習機会の選択ができるように支援しました。</p> <p>さらに、生涯学習講師団への新規登録（平成25年度10人、平成26年度4人）を行いました。</p>
課 題	今後も引き続き、生涯学習関連情報の収集・提供に努めるとともに、生涯学習講師団への新たな人材登用を図る必要があります。

基本方針	III 「学び」の機会を充実します
評 価	乳幼児から高齢者までの各ライフステージにおける様々な学習ニーズの把握に努めるとともに、現代的課題や地域課題に対応した学習機会を提供しました。
課 題	<p>各社会教育施設等において、他施設との連携を密にし、学習情報などを共有するとともに、参加者の増加につながるよう、更なる事業内容の充実に努める必要があります。</p> <p>また、共働き世帯の増加や少子化の影響により、乳幼児学級や少年体験活動などの参加者が減少傾向にあることから、事業内容や周知方法の見直し、開催の時期・時間の工夫などにより、新たな参加者の掘り起こしに取り組む必要があります。</p>

* 4 「秋田市の生涯学習」

本市の生涯学習における「生涯学習部門」「文化振興部門」の領域について、当該年度の主要施策および前年度に実施した事業概要をまとめた冊子。

* 5 生涯学習奨励員

市の委嘱を受けて就任し、地域主導による生涯学習の推進を図るため、学習意欲の増進、学習相談への対応、学習グループづくりへの協力、学習情報の収集と提供および地域活動のお世話などの幅広い活動を行っている。

基本方針	IV 「学び」の成果を生かす機会を充実します
評 価	<p>「公民館まつり」等において、サークル活動などの学習成果を発表する場を提供するとともに、地域で活動している方や市民ボランティアなどが講師として参加できる講座を設けるなど、「学び」の成果を地域に還元するための取組を進めました。</p> <p>また、学習履歴の把握や学習成果の評価に活用するため「生涯学習手帳」^{*6} を配布しました。</p>
課 題	<p>高齢化や児童数の減少等により、「公民館まつり」等への参加者数は、年々減少傾向にあることから、時代のニーズを捉えた事業内容の充実や様々な周知方法のあり方について検証するなど、参加者数の増加に向けて取り組む必要があります。</p> <p>また、「生涯学習手帳」については、今後も積極的に周知・配布に努める必要があります。</p>

基本方針	V 地域コミュニティづくりを推進します
評 価	地域の歴史・文化などの講座や地域に伝わる伝統文化の保存・継承に関わる世代間交流事業を開催したほか、市民の企画立案による地域づくり自主企画事業などの生涯学習事業を支援しました。
課 題	今後も、家族・地域の絆づくりが図られるよう、自然や地域課題など、地域に根ざした学習の支援を推進するとともに、市民のニーズを的確に捉えた世代間交流の促進に向けて、事業内容の充実を図る必要があります。

* 6 「生涯学習手帳」

秋田県が作成した、学習や活動の積み重ねを記録する手帳。県や市町村のほか、大学・短大、N P Oなどが主催する講座等の記録にも活用でき、学習単位の認定や称号の授与の制度と併せて、学習成果を評価し、生かすことができます。

4 世代別施策の現状と課題

本計画策定にあたっては、公募による市民、社会教育委員^{*7}、社会教育施設利用者および施設職員を検討メンバーとして、乳幼児教育、青少年教育、成人教育および高齢者教育の四つの分野に分かれ、ワークショップ形式で検討し、ここで出された意見を基に、社会教育の現状と課題および今後の対応についてまとめました。

(1) 乳幼児教育

現 状 と 課 題	今 後 の 対 応
<p>○乳幼児の基本的な生活面については、各家庭で担う必要があるものの、近年、家庭における教育力が問われています。時代の変化に伴い、親の「子育て」とともに、祖父母による「孫育て」の学習機会が必要となってきています。また、共働き世帯の増加や少子化の影響により、学級への参加者や講座の受講者などが減少傾向にあることから、新たな参加者の掘り起こしに取り組む必要があります。</p>	<p>○子育てに関わる大人が子どもと共に育つ「学び」の場の充実に努めるとともに、乳幼児関係機関との連携を図り、家庭での教育力向上を図ります。</p>
<p>○子育て中の親には、学びの場に託児機能が必要です。</p>	<p>○子育てボランティア等との連携を図り、親が学びやすい環境づくりに努めます。</p>
<p>○親同士が子育てについて話し合うなど、コミュニケーションをとることが必要です。 また、地域のつながりの希薄化によ</p>	<p>○子どもと一緒に参加し、気軽に学ぶことができ、また、親が求めている親同士のコミュニケーションがとれる機会の充実に努めます。</p>

* 7 社会教育委員

社会教育法に基づいて設置され、社会教育に関する計画の立案、教育委員会の諮問答申、教育委員会への意見具申、調査研究などを役割とする。学校教育および社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験者の中から、教育委員会によって委嘱される。

り、地域で子どもを育てるという意識が低くなっていることから、社会・地域で連携し、一緒に子どもを育てるという、意識づくりが必要です。

○子育てに関わるすべての人が、子育てに関する情報を共有できる環境づくりを推進します。

(2) 青少年教育

現 状 と 課 題	今 後 の 対 応
<p>○青少年期には、温かい家庭環境と教育が必要であり、その環境で育つことにより家庭の大切さや他人とのかかわり方を学ぶこととなります。家庭を中心とした学びの取組が必要となっています。</p> <p>○青少年期は、思春期と呼ばれる多感な時期です。世の中には、色々な出来事、価値観があることを認識し、その多様性を受け入れることで、自分と他人を大切にすることができると考えられます。そのため、喜びや楽しさを感じながら学べる学習メニューづくりが必要です。</p>	<p>○家族の絆を深める、親子で学べるイベントや体験事業の充実に努めます。また、各施設の活動状況をわかりやすく情報発信できるように努めます。</p> <p>○視野の広い心を育てるには、自分以外の価値観等の多様性を認めることができます。そのためには、色々な人生経験をすることが有効ですが、世の中の全てを経験することは非常に難しいため、色々な書籍に触れられる環境づくりに努めます。また、新たな講座の開設に向けて、講師の発掘やボランティアの育成に努めます。</p>
<p>○地域芸能やまつりなどは、人口減少により活動が停滞し、地域の絆やコミュニティが薄れつつあります。</p> <p>そのため、地域活動への参加や地域の人々とのふれ合うきっかけとなる事業の充実が必要です。</p>	<p>○地域によっては、地域活動の維持・継承が困難となっています。そのため、人手不足の地域とその地域で活動したい人を仲介するなど、地域の活性化を支援します。</p> <p>また、個人でもできる地域活動として、ボランティア活動を始めるきっかけづくりにも努めます。</p>

(3) 成人教育

現 状 と 課 題	今 後 の 対 応
<p>○社会を支える大人の学習として、現代的・社会的課題について考える場や意見交換の場を提供することが重要であることから、これまで参加できなかつた人達への学習の場の提供が課題となっています。</p> <p>○やりたいことがあっても相談できる人がいない、相談窓口がわからないなどの声がしばしば聞かれますが、それは、周囲の人とのコミュニケーションを避ける傾向により、人と人とのつながりが希薄になっていることに起因すると思われます。人と人をつなぐキーパーソン、住民の声を地域の課題解決やまちづくりにつなげていくための人材の育成が必要です。</p> <p>○長年培ってきた知識や技術などを地域のために生かす機会が不足しています。</p>	<p>○育児や仕事で忙しい人向けに子どもと一緒に学べる仕組みづくりや、企業向けの学習機会の提供、多様な時間帯で講座を開催するなど、市民の新しいニーズに応えるような事業の企画を工夫します。</p> <p>○参加者同士の交流や対話ができる学習機会を提供し、グループやサークル等ができる仕組みづくりを支援します。また、関係団体や社会教育主事を活用し指導・助言を行うとともに、生涯学習講師団の活用に努めます。</p> <p>○学習成果を地域へ還元することで、やりがいや達成感などを感じられ、学習意欲を促進する仕組みづくりを行います。</p> <p>○高齢期に向けた学習への参加の促進や退職後に自らの知識や技術を生かせる機会の充実に努めます。</p>

(4) 高齢者教育

現 状 と 課 題	今 後 の 対 応
<p>○高齢者は、加齢とともに心身が衰え、新しく「学び」を始めることや継続することが簡単ではありません。また、バスの路線や運行本数が限られるなど、「学び」の拠点となる市民サービスセンターや公民館などに出かけることが困難な地域もあります。</p> <p>○楽しく学び、仲間づくりにもつながる学習プログラムには、多くの人が集まる傾向がある一方で、講座等への参加者の固定化が見られるほか、全く参加しない人も多数います。ニーズを把握し、多様な「学び」の機会を充実するとともに、その周知にもっと力を入れる必要があります。</p>	<p>○「学び」の拠点となる施設に加えて、市民に身近な場所（町内会、自治会などの集会所等）を活用した「出前講座」など、学習機会を提供するよう努めます。また、声かけにより高齢者が自宅に閉じこもりがちにならないよう参加を呼びかけます。</p> <p>○現代的課題や地域課題および生活に身近なテーマを設定し、楽しく学び、仲間づくりにもつながる「学び」の機会の充実に努めます。</p> <p>また、講座等に参加したことのない人も含めたニーズの把握と「学び」の機会の充実に努めます。</p> <p>さらに、「広報あきた」やホームページを活用した情報提供の充実に努めるほか、様々な方法により情報を届けることを工夫します。</p>
<p>○豊富な経験に基づく知識や技能を生かした人材活用を促進するため、市の福祉部門や子育て部門、保健部門などのほか、学校や地域団体等と連携を図り、世代間交流やボランティア活動等の機会を充実する必要があります。</p>	<p>○市の関係課所室や学校、その他の関係機関と連携し、世代間交流の機会の確保や長年培ってきた能力を生かす機会の充実に努めます。</p>

第3章 目標、基本方針および施策

1 目 標

「共に学び 共にはぐくむ 元気な秋田」

第5次秋田市社会教育中期計画では、「秋田市教育ビジョン」の基本方針であり、また、第4次秋田市社会教育中期計画の目標である「共に学び 共にはぐくむ 元気な秋田」を引き継いで、これを目指に掲げました。

これは、市民一人ひとりが生涯を通じて学び、学びの成果を社会に生かすことによって、元気な秋田を育むというものです。

この目標を実現するため、第5次社会教育中期計画では、次の四つの基本方針を柱として、社会教育活動を推進します。

2 基本方針

I 「学び」の支援体制・情報提供を充実します

市民や関係機関および民間企業等との連携を図りながら、市民協働による「学び」の推進体制の充実に努めるとともに、教育委員会と市長部局とが連携を図り、社会教育・生涯学習事業の効率的な執行に努めます。

また、学習に関する情報提供および相談体制を充実し、市民の「学び」に対する意識の醸成と参加を推進します。

さらに、事業の適切な評価と改善に努めます。

II 「学び」の機会を充実します

乳幼児期から高齢期にわたる「学び」の機会を充実するとともに、現代的課題や地域課題に取り組むなど、社会の変化に対応した「学び」の機会の充実を図り、個人の要望と社会の要請に対応した学習機会を提供します。

III 「学び」の成果の活用を支援します

市民が、自ら学習した成果を実感し、さらに高みを目指して学習に取り組めるような環境づくりに努めます。

また、各学級や講座等において、自らが講師役として学習した成果を活かせる環境づくりに努めるとともに、学びの成果を発表できる機会の充実に努めます。

IV 地域コミュニティづくりを推進します

地域に根ざした活動の支援や世代間交流事業等の実施によって、家族・地域の絆づくりに努め、地域コミュニティづくりを推進します。

3 施策の体系

共に学び

共にはぐくむ

元気な秋田

【目標】

【基本方針】

【基本方策】

【施策の方向】

I 「学び」の支援体制・情報提供を充実します

1 市民協働による「学び」の支援体制を整備充実します

(1) 市民や関係機関および民間企業等との連携を図ります

2 「学び」の情報提供と相談の体制を整備充実します

(3) 「学び」の情報収集や提供を充実します

II 「学び」の機会を充実します

3 個人の要望と社会の要請に応じた「学び」の機会を充実します

(5) 乳幼児期から高齢期にわたる「学び」の機会を充実します

(6) 社会の変化に対応した「学び」の機会を充実します

III 「学び」の成果の活用を支援します

4 「学び」の成果を適切に評価し、生かせるようにします

(7) 「学び」の成果を適切に評価するよう努めます

(8) 地域に「学び」の成果を還元できるよう努めます

IV 地域コミュニティづくりを推進します

5 「学び」を通した社会参加や絆づくりを推進します

(9) 地域に根ざした活動を支援し、家族・地域の絆づくりに努めます

4 施策の展開

基本方針を実施するための手段として、次の基本方策を定めるとともに、その基本方策を行うための施策の方向および主な取組を示しました。

【基本方策】1 市民協働による「学び」の支援体制を整備充実します

＜施策の方向＞ (1) 市民や関係機関および民間企業等との連携を図ります

【主な取組】

- 市民・社会教育関係団体との連携
- 学校および地域との連携
- 高等教育機関等と連携
- 県等の行政との連携
- 社会教育施設間の連携
- 教育委員会と市長部局との連携

＜施策の方向＞ (2) 事業の適正な評価と社会教育関係職員の資質の向上に努めます

【主な取組】

- 事業の適正な評価
- 事業開催時のアンケート調査による満足度把握
- 市民アンケート調査による学習ニーズの把握
- 社会教育に関する研修会等への参加
- 社会教育主事の活用

【基本方策】2 「学び」の情報提供と相談の体制を整備充実します

＜施策の方向＞ (3) 「学び」の情報収集や提供を充実します

【主な取組】

- インターネットの活用による生涯学習情報の提供
- 秋田市ホームページによるサークル等の各種情報の提供
- 「秋田市の生涯学習」「生涯学習ガイド」等の生涯学習に関する冊子の発行

＜施策の方向＞ (4) 「学び」への意識づくりや相談体制を充実します

【主な取組】

- 講習会、展示会等の開催
- 秋田市生涯学習奨励員による、各地域での生涯学習に関する相談等への対応
- 市立図書館におけるレファレンス^{*8}

【基本方策】3 個人の要望と社会の要請に応じた「学び」の機会を充実します

＜施策の方向＞ (5) 乳幼児期から高齢期にわたる「学び」の機会を充実します

【主な取組】

- 乳幼児教育学級、子育て講座
- 青少年教育による体験活動、親子体験活動
- 成人教育学級、地域関連および現代的課題等の講座
- 女性教育学級、生活関連および社会活動支援講座
- 高齢者教育学級、高齢者大学等への支援
- 家庭教育学級、家庭相談事業
- 事業開催時のアンケート調査による満足度把握（再掲）

＜施策の方向＞ (6) 社会の変化に対応した「学び」の機会を充実します

【主な取組】

- 現代的課題や地域課題に応じた事業の実施
- 勤め人も参加しやすい講座等の時間設定
- I C T^{*9} 分野に関する講座等の実施
- 市民アンケート調査による学習ニーズの把握（再掲）

* 8 レファレンス

図書館利用者が、学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館職員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答すること。

* 9 I C T

Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

【基本方策】4 「学び」の成果を適切に評価し、生かせるようにします

＜施策の方向＞ (7) 「学び」の成果を適切に評価するよう努めます

【主な取組】

- 県の「生涯学習手帳」の有効活用
- 「読書記録帳」^{*10} の周知と有効活用

＜施策の方向＞ (8) 地域に「学び」の成果を還元できるよう努めます

【主な取組】

- ボランティア等の育成や活用の推進
- 学習成果の発表機会の充実
- 生涯学習講師団への登録の推進

【基本方策】5 「学び」を通した社会参加や絆づくりを推進します

＜施策の方向＞ (9) 地域に根ざした活動を支援し、家族・地域の絆づくりに努めます

【主な取組】

- 世代間交流事業の実施
- 親子、地域の絆づくりに資する事業の実施
- 地域課題をテーマとした事業の実施

*10 「読書記録帳」

市教育委員会が作成した冊子。市立図書館で本を借りた際に発行される貸出票(シール)を貼り付けるとともに、本を読んで感じたことや考えたことを記録できる。

第4章 推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

行政が社会教育を推進するにあたっては、市民、学校、家庭、地域、企業などと連携しながら取り組むことが必要です。

のことから、より良い地域社会の実現に向けた施策や事業を推進するため、積極的に社会教育関係機関等との連携を図ります。

2 計画の進捗管理

計画の進捗状況については、事業の実施状況を毎年度調査し、秋田市社会教育委員の会議において、計画の進捗状況を評価し、施策、事務の点検・見直しを図り、計画の推進に取り組みます。

また、施策の効果を確認し、改善していくため、「計画（Plan）」「実行（Do）」「調査・評価（Check）」「見直し（Action）」【P D C Aサイクル】の中で、施策・事業の実効性を高めます。

3 計画の評価

本計画については、その成果の評価を見据えた実施に取り組みます。

「施策の方向」の取組を評価するための評価指標（例）を示しました。これらを参考に、本計画の取組状況の点検・評価を行います。

なお、点検・評価は、以下の各グループごとに行うものとし、共通の評価指標のほか、施設の特性に合わせた個別の評価指標を設定します。

- 地域学習グループ（市民サービスセンター等）
- 体験学習グループ（太平山自然学習センター、自然科学学習館）
- 図書館グループ（市立図書館（分館、文庫含む。））

取組を評価する指標（例示）

■共通の評価指標

- ・関係機関と共に催・連携した事業数
- ・職員の研修成果が生かされた事業数
- ・ホームページへのアクセス数
- ・社会教育施設の年間利用者数
- ・事業参加者の満足度
- ・地域に関する事業の参加者数
- ・親子や家族の絆づくりに資する事業への参加者数

■地域学習グループ

- ・学びの相談件数
- ・ニーズを反映した新規事業数又は改善を図った事業数
- ・生涯学習手帳を活用した件数

■体験学習グループ

- ・サポートーやスタッフの養成講座の実施回数（プログラム数）
- ・ニーズを反映した新規事業数又は改善を図った事業数
- ・サポートーやボランティアを活用した事業数

■図書館グループ

- ・市民一人当たりの貸出冊数
- ・貸出数と借受数
- ・レファレンス数
- ・社会の変化に応じた展示コーナー件数
- ・読書記録帳が活用された件数

資料編

1 秋田市の社会教育施設等

社会教育法に基づき、社会教育施設は、市民のために、実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

(1) 公民館

地域・生活に密着した各種社会教育事業を行う施設であり、市民の生涯学習の拠点施設でもあります。

【利用時間】午前9時から午後9時まで

【休館日】年末年始（12月29日～1月3日）

名 称	住 所	電話番号
南部公民館	〒010-0062 秋田市牛島東六丁目4-5	832-2457
北部公民館	〒010-0146 秋田市下新城中野字前谷地263	873-4839

(2) 市民サービスセンター

市民サービスセンターは、市民協働・都市内地域分権の拠点となる、公民館機能などを複合化した施設です。

【利用時間】午前9時から午後9時まで（年末年始を除く）

名 称	住 所	電話番号
中央市民サービスセンター (愛称：センタース)	〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1	888-5654
西部市民サービスセンター (愛称：ウェスター)	〒010-1637 秋田市新屋扇町13-34	826-9004
北部市民サービスセンター (愛称：キタスカ)	〒011-0945 秋田市土崎港西五丁目3-1	893-5969
東部市民サービスセンター (愛称：いーぱる)	〒010-0041 秋田市広面字釣瓶町13-3	853-1389
南部市民サービスセンター (愛称：なんぴあ)	〒010-1424 秋田市御野場一丁目5-1	838-1217
河辺市民サービスセンター (愛称：カワベリア)	〒019-2692 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38-2	882-5171

雄和市民サービスセンター (愛称 : ユービス)	〒010-1223 秋田市雄和妙法字上大部48-1	886-5540
-----------------------------	------------------------------	----------

(3) 太平山自然学習センター

宿泊を伴う集団生活、自然体験、創作活動等の野外活動を通じて、青少年の心身の健全育成および市民の生涯学習推進を図るための研修・宿泊施設です。

【休館日】毎月第2、4月曜日（月曜日が休日の場合は翌日）

年末年始（12月29日～1月3日）

名 称	住 所	電話番号
太平山自然学習センター (愛称 : まんたらめ)	〒010-0824 秋田市仁別字マンタラメ227-1	827-2171

(4) 自然科学学習館

市民の科学に対する関心と次代を担う青少年の知的好奇心を高めるため、科学に親しむ場と目的に応じた多様な学習機会を提供しています。

【利用時間】午前9時から午後6時まで

【休館日】毎週月曜日（月曜日が休日の場合は翌日）

年末年始（12月29日～1月3日）

名 称	住 所	電話番号
自然科学学習館	〒010-8506 秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ内	887-5330

(5) 図書館

生涯学習の中核施設として、学習に必要な各種資料を広く収集し、市民に提供しています。

【利用時間】

◎明徳館 平 日 午前9時から午後7時まで
(7月のみ午後8時まで)

土・日・祝日 午前9時から午後5時まで

◎河辺分館 平 日 午前10時から午後6時まで
土・日・祝日 午前10時から午後5時まで

◎フォンテ文庫 平 日 午前10時から午後8時まで
(子どもライブラリーは午後6時まで)

土・日・祝日 午前10時から午後5時まで

◎他 3 館 平 日 午前10時から午後7時まで
 土・日・祝日 午前10時から午後5時まで

【休館日】 毎週月曜日（月曜日が祝日・振替休日の場合はその翌日）
 年末年始（12月29日～1月3日）
 資料整理日（毎月末日、土・日の場合は開館）
 特別整理期間（年15日以内）

※フォンテ文庫は、フォンテAKITAの定休日

名 称	住 所	電話番号
中央図書館明徳館	〒010-0875 秋田市千秋明徳町4-4	832-9220
中央図書館明徳館 河辺分館	〒019-2625 秋田市河辺北野田高屋字上前田表66-1 河辺総合福祉交流センター内	881-1202
土崎図書館	〒011-0946 秋田市土崎港中央六丁目16-30	845-0572
新屋図書館	〒010-1632 秋田市新屋大川町12-26	828-4215
雄和図書館	〒010-1223 秋田市雄和妙法字上大部48-1	886-2853
中央図書館明徳館文庫 (フォンテ文庫)	〒010-0001 秋田市中通二丁目8-1 フォンテAKITA 6階	893-6167

(6) 視聴覚ライブラリー

社会教育や学校教育に利用される視聴覚機器・教材を保管管理し、貸出を行っています。また、視聴覚教材についての相談や、機器の操作技術指導の講習会を実施しています。

【利用時間】 平 日 午前10時から午後6時まで
 土・日・祝日 午前10時から午後5時まで

【休館日】 毎週月曜日（月曜日が休日の場合は翌日）
 年末年始（12月29日～1月3日）
 資料整理日（毎月末日、土・日の場合は開館）
 特別整理期間（年15日以内）

名 称	住 所	電話番号
視聴覚ライブラリー	〒019-2625 秋田市河辺北野田高屋字上前田表66-1 河辺総合福祉交流センター内	882-5535

2 第5次秋田市社会教育中期計画策定の経過

月 日	策 定 作 業
平成27年 5月25日	社会教育委員の会議（第4次計画の評価、第5次計画のスケジュール）
6月29日	社会教育委員の会議（第5次計画の策定方法）
7月17日 ～26日	ワークショップ参加者募集（広報あきた、秋田市ホームページ掲載）
8月11日	社会教育委員の会議（委員委嘱、ワークショップの進め方等）
8月31日	第1回ワークショップ（全体会および分野別の会）
9月10日	第2回ワークショップ（成人教育）
9月14日	〃 （乳幼児教育）
9月16日	〃 （青少年教育）
9月17日	〃 （高齢者教育）
9月18日	第3回ワークショップ（成人教育）
9月29日	〃 （乳幼児教育）
10月5日	〃 （青少年教育）
10月7日	〃 （高齢者教育）
11月19日	第1回策定部会（計画素案の検討作業）
12月3日	第2回策定部会（〃）
12月15日	社会教育委員の会議（計画素案の確認）
12月24日	教育委員会において計画素案を説明
12月25日	計画素案に対するパブリックコメント（意見公募）実施
平成28年 1月7日	「市民100人会」への意見聴取
2月16日	第3回策定部会（パブリックコメントを受けた計画案の検討）
3月1日	社会教育委員の会議（計画案の検討）
3月17日	教育委員会において決定

3 秋田市社会教育委員 (任期：平成27年8月5日～平成29年8月4日)

相原彰子 飯塚勇一 伊藤妙子 加藤寿一
田子多津子 長谷川恵 原義彦 三浦研二
山内貴博 吉川ひかる

4 ワークショップ参加者

加藤長二郎	飯塚勇一	石黒俊	相原彰子
佐々木禎子	伊藤妙子	加藤寿一	上村政人
鈴木ケイ子	岩見容子	川村俊春	乙供美香
鈴木美代子	大石美和子	佐藤信雄	加賀谷重孝
田子多津子	加藤秀尚	佐藤恵	佐藤忠子
長谷川恵	熊谷朋子	鈴木久	佐藤久
平塚久訓	櫻庭悠佑	長尾理可子	保坂典雄
吉川ひかる	高橋静子	林多実	三浦研二
田村智子	原義彦	山田厚子	山内貴博

5 第5次秋田市社会教育中期計画策定部会

田子多津子 伊藤妙子 山内貴博 三浦研二

(順不同・敬称略)

第5次秋田市社会教育中期計画（平成28年度～平成32年度）

発 行 秋田市教育委員会
編 集 秋田市教育委員会 生涯学習室

〒010-0951 秋田市山王一丁目1-1

TEL 018-888-5810

FAX 018-888-5811

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ed/1f/default.htm>